

日本遺産「桑都物語」映像コンテンツ作成業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

日本遺産「桑都物語」は、祈りや人々の営みによって育まれ、今日まで受け継がれてきた地域の資源・ルーツといえるものです。本事業では、構成文化財やその担い手に焦点を当てた映像コンテンツを制作し、主に市内在住・在学の小学校5年生から中学校1年生を中心に、地域文化を未来へ受け継ぐ意義について考えるきっかけを創出します。あわせて、「桑都物語」が将来にわたり継承されることを見据え、担い手の思いや使命感、継承への想いを伝えることで、日本遺産「桑都物語」への理解と愛着を深め、次世代へ継承すべき地域の財産としての認識を育むことを目的とします。

なお、作成した動画は、YouTube等を活用して広く一般公開するとともに、学校教育等での活用も想定し、児童生徒にとって理解しやすく親しみやすい内容とします。

2 事業概要

(1) 委託事業名

日本遺産「桑都物語」映像コンテンツ作成業務委託

(2) 委託費の上限

3,000,000円（うち消費税及び地方消費税272,727円）

(3) 業務内容

日本遺産「桑都物語」映像コンテンツ作成業務委託仕様概要書のとおりのとおりとなります。
実施にあたっては、当協議会と調整のうえ進めるものとします。

(4) 事業実施期間

契約締結日翌日から令和9年（2027年）3月15日（月）まで

3 契約予定者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

(2) 審査方法

企画提案書に基づく書類審査を実施し、最も優れていると判断した提案者を契約予定者として決定します。

4 参加資格

(1) 八王子市指名競争入札参加者資格登録業者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(3) 企画提案書等提出期限から受託予定者特定の日までの間のいずれかの日において、八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

5 受託予定者の選定

(1) 選定方法

当協議会において、企画提案書等を審査し、最高得点を得た企画提案を行った一者を「受託予定者」として選定します。

なお、最高得点であっても、評価項目の中で著しく評価の低い項目がある場合には、受託予定者として選定しないことがあります。また、最高得点が満点の半分に満たない場合には、「受託予定者なし」とすることがあります。

(2) 選定結果の通知

全応募者に対し、個々の選定結果を令和8年（2026年）7月31日（金）に通知します。（予定）

6 審査基準

審査項目		評価の視点
業務遂行能力等		
	業務体制	・ 業務を実施するうえで十分な体制であるか
	スケジュール	・ 業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか
	業務実績	・ 本委託と類似の業務の受注実績があるか
企画提案内容		
	業務理解	・ 本委託の目的や業務内容を理解しているか。
	企画性	・ 提案内容は効果的なコンテンツとなっているか ・ 単なる文化財紹介にとどまらず、地域文化を支える人物の思いや価値観が伝わる内容となっているか ・ 地域文化の担い手の魅力を伝える映像表現の工夫がなされているか ・ 撮影対象とする構成文化財が、実施時期や撮影可能性等を踏まえ、実現可能なものとして選定されているか
	独創性	・ 仕様書に記載されている内容以外に、当事業の効果を高める提案が組み込まれているか ・ 撮影対象の様々な魅力を伝え、かつターゲットが継続して興味関心を持てるような独創的なアイデアか ・ YouTube や SNS 等での発信効果を高める工夫がなされているか
	教育・理解促進性	・ 小学校5年生から中学校1年生にとって理解し、興味をひきやすい内容となっているか ・ 地域文化や日本遺産への興味関心を高める工夫があるか ・ 学校教育等での活用も想定した構成となっているか
	業務経費	・ 業務経費は適正であるか

7 募集要項の入手

募集要領等の様式については、当協議会のホームページからダウンロードして入手してください。なお、当協議会の窓口又は郵送等での配布は行いません。

日本遺産「桑都物語」ポータルサイト <https://japan-heritage-soto.jp/>

8 質問の受付

本事業等の内容について質疑がある場合は、次により質問書を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年（2026年）7月10日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問は、文書（書式あり）で電子メールにより行ってください。

また、件名等により本事業に対する問合せであることがわかるものとしてください。

(3) 提出先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局

（八王子市経済産業部日本遺産推進課内）

メール送信先 japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

9 参加申込

本件への参加希望者は、次のとおり参加申込みを行ってください。

(1) 提出期限

令和8年（2026年）7月17日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにより、件名を

【参加申込】「日本遺産「桑都物語」映像コンテンツ作成業務参加申込」

とし、本文に次の事項を記載すること。

① 事業者名

② 代表者名

③ 住所

④ 担当者名

⑤ 担当者連絡先

(3) 送信先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局

（八王子市経済産業部日本遺産推進課内）

メール送信先 japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年（2026年）7月24日（金）午後5時必着

(2) 提出方法

電子データ（PDFを原則とする）で提出してください。

※容量が大きい場合は、協議会で指定する送信サービスを案内しますので日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局（042-620-7434）までご連絡ください。

(3) 提出物

- ① 企画提案書
- ② 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約書
- ③ 見積書（任意様式）

※積算根拠が明確になるよう具体的に記載し、企画提案した事業に必要な経費をすべて計上すること。一式表記は不可。

(4) 留意事項

- ・ 提出書類の作成に要する費用は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行いません。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ・ 提出された企画提案書等は、本事業における受託予定者の選定以外の目的では使用しないものとします。
- ・ 企画提案書等の提出後、当協議会の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ・ 企画提案書等の提出は、1者につき1案のみとします。

1.1 企画提案書

- (1) 企画提案書は原則として事業者の特長を生かした自由提案としますが、以下については必ず盛り込んでください。（文字は11ポイント以上を目安、図表等を含め、判読可能な大きさとしてください。様式は問いません。）

なお、提案書は、日本産業規格A4版、両面カラー印刷、全体で15ページ以内とし、縦・横を問いません。

- ① 動画の内容・構成がわかる企画提案（動画内容の構成がわかること）
- ② 業務実施体制（1ページ程度）
- ③ 委託業務実施工程（1ページ程度）
- ④ 本業務と同種の動画作成に関して受託した事業（官民間問わず）の実績一覧

- (2) 「動画の内容・構成がわかる企画提案」の記載事項

前項の「①動画の内容・構成がわかる企画提案」にあたっては、以下の事項について具体的に記載してください。

- ・ 撮影対象とする構成文化財（3件＋予備2件）とその理由
- ・ ターゲット層（主に小学校5年生～中学校1年生）に対する訴求方法
- ・ 各動画のおおまかな構成案
- ・ 担い手の魅力を伝えるための演出方針
- ・ 次年度以降の展開・遡及に関するアイデア
- ・ YouTube や SNS 等での発信を踏まえた工夫
- ・ 学校教育等での活用を踏まえた工夫

- (3) 参考

企画提案書の作成にあたっては、以下のサイトを参考としてください。

「桑都物語」ポータルサイト ※トップページにイベント情報あり

<https://japan-heritage-soto.jp/>

八王子市指定無形民俗文化財「獅子舞」祭礼、「木遣」情報

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/027/005/p005299.html>

1 2 スケジュール

公募要領の公表	令和 8 年（2026 年） 7 月 6 日（月）
質問書受付期間	令和 8 年（2026 年） 7 月 6 日（月）～ 令和 8 年（2026 年） 7 月 10 日（金）
質問に対する回答送付日	令和 8 年（2026 年） 7 月 15 日（水）
参加申込書提出期限	令和 8 年（2026 年） 7 月 17 日（金）
企画提案書等提出期限	令和 8 年（2026 年） 7 月 24 日（金）
選定結果の通知日	令和 8 年（2026 年） 7 月 31 日（金）

1 3 受託予定者選定後の手続き

（1）協議

- ・ 受託予定者となった者と当協議会において、実施事項の細目等について協議を実施します。協議にあたっては、本事業の採択結果（一部採択の可能性あり）を踏まえ、受託予定者が提出した企画提案書等の主旨を尊重しつつ、事業実施の方法・事業費等について修正を求めることがあります。
- ・ 受託予定者との協議が整わない場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、選定結果で次点となった応募者を受託予定者とし、事業実施の細目等について協議を実施します。

（2）契約の締結

当協議会と受託予定者により委託契約を締結します。なお、契約にあたっては、協議の結果に基づき仕様を決定するため、改めて見積書の提出を求めます。

1 4 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とします。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- ・ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ・ 作成様式および記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- ・ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- ・ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの
- ・ 委託費の上限を超過しているもの

1 5 その他留意事項

- （1）企画提案書等の著作権は応募者に帰属するが、当協議会は業務遂行上必要な場合において、企画提案書等の内容を無償で利用できるものとします。
- （2）提出期限後の提出書類の差し替えは認めません。また、提出書類は返却しません。
- （3）応募に要する費用は、応募者の負担とします。また、契約締結に係る費用は受託者の負担とします。

(4) 提出書類受付後に応募を辞退する場合は、その旨書面にて提出してください。

16 問合せ先

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局

(八王子市経済産業部日本遺産推進課内)

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 042-620-7434

FAX 042-626-8554

メール japan-heritage-soto@city.hachioji.tokyo.jp

日本遺産「桑都物語」映像コンテンツ作成業務委託仕様概要書

1 目的

日本遺産「桑都物語」推進協議会（以下「当協議会」という。）が実施している、日本遺産「霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～」（以下、「日本遺産「桑都物語」」という。）に係る事業において、日本遺産「桑都物語」を構成する文化財（以下、「構成文化財」という。）やその担い手を取り上げた動画を作成する。これにより、同協議会が SNS 等を活用して発信し、日本遺産「桑都物語」ストーリーや構成文化財の魅力についても発信・PR することで、日本遺産「桑都物語」に対する理解を深めることを目的とする。

なお、本事業は学校教育での活用も想定するが、教材用映像の作成を主目的とするものではなく、一般視聴者にも伝わる分かりやすさや物語性、エンターテインメント性を備えた映像表現を妨げるものではない。

2 委託名称

日本遺産「桑都物語」映像コンテンツ作成業務委託

3 業務期間

契約締結日翌日から令和9年（2027年）3月15日（月）

4 委託内容

本委託の内容は、以下のとおりとし、実施にあたっては、委託者と調整の上で進めるものとし、必要に応じて関係者との打合せを随時実施すること。

(1) 動画の企画、撮影・編集等

① 動画の内容等

ア 日本遺産「桑都物語」の構成文化財を取り上げた動画を作成すること。

イ 撮影対象は 日本遺産「桑都物語」の構成文化財から3件を選定する。なお、撮影対象については、祭事の実施時期や撮影可能性等を考慮し、委託者と受託者の協議の上決定する。

ウ 上記ア、イを踏まえ、子ども世代（主に小学校5年生～中学校1年生）の興味や関心を引き、日本遺産や地域文化への理解促進につながる映像コンテンツとする。

エ 動画の内容については、構成文化財そのものの紹介だけでなく、担い手等の内面的な魅力やストーリー性が伝わる内容とすること。

オ 動画制作にあたっては、学校教育での活用も想定し、児童生徒が理解しやすいナレーション、字幕、構成等について工夫すること。

② 尺・作成本数等

15分程度のものを3本作成する。

※ 尺（15分）は閲覧者の途中離脱防止や学校授業での活用を想定

※ 原則として、1本につき1構成文化財を取り上げるものとする。

③ 撮影、編集、作成等

ア 委託者及び撮影対象者等との連絡調整を行い、撮影を行うこと。

- イ 撮影した動画にナレーション、効果音、音楽（BGM）、字幕（テロップ）、コンピューターグラフィック、委託者等から提供される素材等を適宜挿入し、編集・加工を行うこと。
- ウ 事前打合わせ、撮影（編集）後の修正指示等の機会をそれぞれ3回程度設けること。
- エ パソコンのほか、スマートフォンやタブレット等でも画像・音声等が鮮明に視聴できるものとし、YouTube 等に掲載できる形式とすること。

（2）留意事項

- ① 受託者は、事業実施における主たる責任者を定め、委託者との緊密な連絡及び十分な打合せを行うこと。
- ② 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し遺漏のないようにすること。
- ③ 写真や映像等の掲載許諾等については、受託者において行うものとする。なお、掲載許諾についての証明は書面をもって行い、許諾書を受領するものとする。
- ④ 本業務に係る第三者との各種調整等は、原則として受託者が行うこと。

5 成果品

（1）納入物

- ① 動画の電子媒体（MP4形式）及びDVD（5枚程度）
- ② YouTube 掲載用サムネイル画像データ
- ③ 企画提案において作成することとした成果品・データ等
- ④ その他、委託者が受託者と合意の上、成果品として提出を求めるもの

（2）納入場所

日本遺産「桑都物語」推進協議会事務局

（八王子市経済産業部日本遺産推進課内）

住所 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 042-620-7434

（3）納入期日

令和9年（2027年）3月15日（月）午後5時

6 留意事項等

（1）事業実施における留意事項

- ① 委託業務実施に当たっては、適宜、委託者と協議し進めること。
- ② 本仕様書に定めのない事項、不明な点や変更点が発生したときは、委託者と協議の上、決定するものとする。ただし、本仕様書に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- ③ 動画、音楽、画像その他素材等については、YouTube 等での一般公開に支障のない権利処理を行うこと。
- ④ 本委託業務実施の際に問題、受託者の故意または過失など受託者の責により、事故等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。

（2）成果品の帰属

成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとする。

（3）その他

- ① 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後も同様である。
- ② 本業務に係る書類の整備・保管については、次のとおりとする。
 - ア 本業務の書類については、他の業務と混同しないよう区分すること。
 - イ 本業務に係る関係書類（支出関係の証憑書類等）を整備し、本業務終了年度から5年間保管すること。
- ③ 本業務に関連し、受託者の故意又は過失など受託者の責により、委託者に損害が生じた場合は、受託者は委託者に対してその損害を賠償することとする

以上